

議案第35号

和解について

かすみがうら市（被告）と、株式会社常陽銀行（原告）との間で係争中の平成31年（ワ）第146号 損失補償等請求事件等の裁判上の和解を次のとおり水戸地方裁判所において成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月7日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

1 事件名【併合後】

裁判所：水戸地方裁判所

事件番号：

A【原告常陽銀行】平成31年（ワ）第146号 損失補償等請求事件

B【原告水郷つくば農協】平成31年（ワ）第147号 貸金返還等請求事件

C【原告筑波銀行】令和元年（ワ）第360号 貸金返還等請求事件

2 当事者【併合後】

原告：株式会社常陽銀行

水郷つくば農業協同組合

株式会社筑波銀行

被告：向原土地地区画整理組合

連帯保証人（個人）

かすみがうら市

3 事件の概要

向原土地区画整理組合（以下「組合」という。）による土地区画整理事業において、被告組合の株式会社常陽銀行、水郷つくば農業協同組合及び株式会社筑波銀行（以下「原告ら」という。）に対する貸金債務について、被告市が原告らに対し、損失補償を行っていたものであるところ、被告組合に借入金返済が滞り、原告らが、被告組合に対しては貸付金の返済を、連帯保証人においては連帯保証債務の履行を、被告市に対しては損失補償の履行をそれぞれ求める訴訟を提起したもの。

4 和解の内容【和解条項より市に関する部分を抜粋】

- (1) 被告かすみがうら市（以下「被告市」という。）は、原告株式会社常陽銀行（以下「原告常陽銀行」という。）に対し、本件に係る解決金として、2, 149万9, 021円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告市は、原告水郷つくば農業協同組合（以下「原告農協」という。）に対し、本件に係る解決金として、3, 650万円の支払義務があることを認める。
- (3) 被告市は、原告株式会社筑波銀行（以下「原告筑波銀行」という。）に対し、本件に係る解決金として、8, 100万円の支払義務があることを認める。
- (4) 被告市は、原告常陽銀行に対し、(1)の金員を、令和4年7月29日限り、XXXXXXXXXX口座（口座名義：XXXXXXXXXX、口座番号：XXXXXXXXXX）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告市の負担とする。
- (5) 被告市は、原告農協に対し、(2)の金員を、令和4年7月29日限

り、[redacted]口座（口座名義：[redacted]
[redacted]、口座番号：[redacted]
[redacted]）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告市の負担とする。

(6) 被告市は、原告筑波銀行に対し、(3)の金員を、令和4年7月29日限り、[redacted]口座（口座名義：[redacted]
[redacted]、口座番号：[redacted]）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告市の負担とする。

(7) 被告組合は、同組合の事業終了のための個別業務の着手及びその費用の支払に当たって、事前に、同市に対して報告する等、土地区画整理法123条に基づく同市からの勧告及び助言等に従い、その事業終了のための手続を行うものとする。

(8) 被告組合は、同市に対し、事業終了時の残余金に相当する求償金支払義務があることを確認する。

(9) 被告組合は同市に対し、事業終了後、速やかに、前号に係る事業終了時の残余金相当額を、[redacted]口座（口座名義：[redacted]
[redacted]、口座番号：[redacted]）へ振り込む方法により支払う。

(10) 被告市は、本和解条項に定めるほか、(1)ないし(3)に係る債務の支払につき求償権を行使しないことを約する。

(11) 原告らは、その余の請求を放棄する。

(12) 原告常陽銀行並びに被告市、同組合及び同連帯保証人は、原告常陽銀行並びに被告市、同組合及び同連帯保証人との間には、本件に関し、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(13) 原告農協並びに被告市、同組合及び同連帯保証人は、原告農協並びに被告市、同組合及び同連帯保証人との間には、本件に関し、何らの債

権債務のないことを相互に確認する。

- (14) 原告筑波銀行並びに被告市、同組合及び同連帯保証人は、原告筑波銀行並びに被告市、同組合及び同連帯保証人との間には、本件に関し、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (15) 訴訟費用は各自の負担とする。